

平成 23 年 5 月 9 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530429
 研究課題名（和文） 市民社会のなかのハンセン病問題
 ——家族・社会復帰者・再入所者のライフストーリー
 研究課題名（英文） Issues with Hansen's Disease in Civil Society: Life Stories of Patients' Families, Socially-rehabilitated Patients and Re-institutionalized Patients
 研究代表者
 福岡 安則（FUKUOKA YASUNORI）
 埼玉大学・教養学部・教授
 研究者番号：80149244

研究成果の概要（和文）：ハンセン病問題当事者（療養所入所者，退所者そして家族）からの聞き取りが200名を超えた。その成果として『栗生楽泉園入所者証言集』を上梓した。療養所への収容・隔離に「怒り」を語るひともいれば「感謝」を語るひともいる。じつは，どちらも，「らい予防法」体制が作りだした意識であることがわかった。また，そのことは，退所者や家族のひとたちが，いまなお社会の中に居場所をもちえないでいることと符合している。

研究成果の概要（英文）： We have already conducted life-story interviews with over 200 persons who are leprosy-affected persons and their families. As one of our research results, we published books, *Testimonies at the Kuryū-Rakusen Hanse's Disease Sanatorium* (3 volumes). Some persons expressed resentment against being confined to the institution, but some expressed gratefulness to the same treatment. We find that these seemingly contradictory feelings are actually two sides of the same coin; both have been constructed by the effects of the Leprosy Prevention Law. As these complicated emotions have not quite gone away, even now many patients' families as well as socially-rehabilitated patients out of the institution find it difficult to secure their own place where they can have peace of mind.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：ハンセン病，らい予防法，隔離政策，差別，聞き取り，ライフストーリー

1. 研究開始当初の背景

(1) 国連人権理事会 (the Human Rights Council) の「人権の促進と保護にかんする小委員会」(the Sub-Commission on the Promotion and Protection on Human Rights) は、2006年8月24日、ある決議を採択した。それは「ハンセン病にかかったひとたちとその家族に対する差別」(Discrimination against leprosy-affected persons and their families) をなくす取り組みについて述べたものであった。ここで注目されなければならないのは、この国連人権小委員会の決議では、たんに「ハンセン病患者・元患者」への差別をなくし、彼ら／彼女らの人権を回復しなければならないと呼びかけているのではなく、その《家族のひとたち》への差別をもなくし、彼ら／彼女らの人権を回復しなければならないことが、同列に謳われていることである。

わが国では、2001年5月「ハンセン病国家賠償請求訴訟」の熊本地裁判決が原告全面勝訴のかたちで下されて以降、日本政府は「強制収容」した元患者さんたちに対する謝罪と補償を、まがりなりにもおこなってきた。しかし、その《家族》たちには、日本政府による謝罪もなければ補償もないままに、放置されているのが実情である。明治40年(1907年)法律第11号(通称「癩予防ニ関スル件」)に始まり、1931(昭和6)年の法改正により「癩予防法」の名称となり、そして1953(昭和28)年「らい予防法」となって、それが1996(平成8)年に廃止されるまでの89年間におよぶ「癩／らい予防法」体制下の「隔離政策」がもたらした《人生被害》(熊本判決の言葉)をこうむってきたのは、《元患者》さんたちだけでなく、その《家族》たちもであったことを、当事者からの聞き取り調査を積み重ねることで実証することが社会的に求められていた。

(2) そもそも、なぜわたしがハンセン病問題の調査にかかわるようになったのかの経緯も説明しておこう。2002年の秋に、厚労省の第三者機関として、日弁連法務研究財団のもとに「ハンセン病問題に関する検証会議」が設置された。いざ検証作業を進めようとしたとき、委員のなかに“社会調査の専門家”がいないことに気付いたようで、請われて、わたしが、2003年4月から「検討会委員」に就任した。「検証会議検討会」のなかに設けられた「調査班」の一員としてわたしがまずやったことは、日本全国13の国立ハンセン病療養所と2つの私立の療養所の「入所者」を対象とした「面接／聞き取りのための調査票」の作成であった。この調査票をもとに、約300名のソーシャルワーカーが調査員となって、調査が実施された。調査に応じてくださった者は「入所者」が767人、さらに「退所者」69人にのぼった。しかるに、「家族」の調査が欠落しているとの当事者からの指摘を受けて、2004年9月、急遽、わたし自身とわたしの指導院生であった黒坂愛衣が、熊本の菊池恵楓園に「遺族・家族」のかたに集まってもらって聞き取り調査を実施したが、その数、わずかに5人とどまった。——その意味で、検証会議自体は2005年3月に「最終報告書」を刊行して、その任務を終えたけれども、《家族》を中心とした《市民社会のなかのハンセン病問題》の検証は、わたしに残された宿題なのであった。

2. 研究の目的

前述のごとく、ハンセン病患者にたいして日本政府が取ってきた「強制隔離政策」がもたらした《人生被害》をこうむってきたのは、《元患者》さんたちだけでなく、その《家族》たちもであったことを、当事者からの聞き取り調査を積み重ねることで実証するのが、本

調査研究の主たる目的のひとつである。

《家族》に焦点をあてるということは、ハンセン病問題をめぐるパースペクティブを、いったん、「ハンセン病療養所におけるハンセン病問題」から「市民社会のなかのハンセン病問題」にずらしてみるということである。そのとき、ハンセン病への偏見と差別による被害を市民社会のなかでこうむってきた存在として、《家族》たちのみならず、《社会復帰者》たち、あるいは、いったん退所しながらもふたたび療養所に戻らざるをえなかった《再入所者》たちが浮かび上がってくる。

かくして、《家族・社会復帰者・再入所者からそのライフストーリーを丁寧に聞き取ること》をとおして、《市民社会のなかのハンセン病問題》のありようを——できうるかぎりトータルに——浮き彫りにすること、これが本研究の目的である。

3. 研究の方法

聞き取り調査によって論文を書くとき、だれもが言及する1冊の本がある。桜井厚の『インタビューの社会学——ライフストーリーの聞き方』（せりか書房、2002）である。いつのまにか桜井の学説がひとつの規範となり、この書に言及しつつ、「わたしは『対話的構築主義』のアプローチを採用している」と宣言しなければ、まともな聞き取り調査とは認められない風潮ができあがっているように思われる。桜井も、自分の学説がそのように規範化されることは本意ではないと思う。信奉者がいくら増えても、聞き取り調査をめぐる議論を活性化させはしないからだ。

わたしの理解では、桜井が整理した「実証主義」「解釈的客観主義」「対話的構築主義」という3つのアプローチは、調査者の姿勢としては3様のものとしてありうるが、現実には、聞き取りの場面で展開されているのは、すべ

て、《対話をとおしての語りの構築》という事態であろう。つまり、眼前の存在を「情報の容器」たる「インフォーマント」とみなしてインタビューしている場合でも、まさにそのようなものとして《対話的構築》が実践されてしまっているだけの話なのだ。だから、みずからを「対話的構築主義」というイデオロギイの信奉者として宣言すること自体には、ほとんど意味はない。《語りは対話をとおしての構築の所産》であることを認識すればこそ、聞き取りというある意味で真剣勝負の場に、いかに臨むのかが、問われるのだとわたしは思う。

そのときわたしが採用しているのは、《方法としての共感的理解》というものである。わたしは、「聞き取り」をおこなうさい、語り手が、幼い頃から現在にいたるまでどんな体験をしてきたか、基本的には時系列のかたちで質問し、語ってもらっている。そのように、語り手の人生をたどるかたちで話を聞いていくと、語り手のことを——自分とは置かれた境遇や意見が違う相手であっても——共感的に受け止めることができたと思える瞬間がある。「療養所に入れられて、ひどいめにあった」という語り手にも、反対に、「療養所に入ることができて、ありがたかった」という語り手にも、お話を聞いていくうちに、うん、たしかに、そういう体験を重ねてきていたら、わたしも、そんなふうを考えるようになったらなあ……と思えてくる。そして、そのような共感的な受け止めに達することができたとき、ああ、今回の聞き取りはきちんとできたなあと実感する。

このようにして聞き取ったひとつひとつの語りを、いわば1本ずつの糸のように編みあわせていくとき、そこにひとつの図柄が浮かび上がってくる。——このように言うと、桜井が批判した「解釈的客観主義」の立場に

おまえは立つのかと言われそうだが、ちょっと違う。桜井が「解釈的客観主義」の代表例としてあげているのは、パン屋の主人と職人たちの聞き取りをおこなったベルトーらの調査だ。聞き取りが一定の人数を超えたら、新たに得られる知見がなくなるという「飽和状態」になったというのだ。この場合、「閉じられた全体」という、ある種「客観的なもの」が前提とされている。わたしが想定しているのは、そのようなものではなくて、《絶えざる全体化》としか言いようのないものだ。終着点としての「客観的なもの」があるのではなく、聞き取りで得られた《集合的な語り》を相互に編みあわせていくとき、いわば織物 (texture) の図柄のように姿をあらわすものなのだ。それをわたしは、とりあえず《コンテクスト context》と呼ぶ。新たな織り糸が加われば、その図柄は模様を変えるかもしれない。——どこで調査を完了するかは、《集合的な語り》をもとに、自分だけでなく、他者によっても同意を得られそうな《解釈》の地点に到達できたと思われたときだ。と言うのは理屈 (と実感) の上であって、実際には、そこを目指しつつも、調査費なり時間なりが尽きるときに、いったんの終止符を打たざるをえないのだが。

4. 研究成果

これまでに、ハンセン病問題で、ライフストーリーの聞き取りをさせてもらった調査協力者の人数を集計してみた。ハンセン病療養所の「入所者」が 128 人、「退所者」が 33 人、元患者の「家族・遺族」が 33 人、医師・元看護婦・元職員・弁護士などの関係者が 14 人、計 216 人であった。ハンセン病問題の当事者が、高齢化にともないどんどん亡くなられていく状況のなかで、とにかく、いまの時点で「聞き取り」をさせていただくことが、

なによりも大事だと考えている。その意味では、我が国で、わたしたちほど多くの当事者からの「聞き取り」を達成している研究者はまずいないことに、わたしは誇りの感覚をいだく。

もちろん、聞き取りのすべての「音声おこし」がすんでいるわけではない。「聞き取り」の場面では気づかなかった (ある意味で聞き逃してしまっていた) ことが「音声おこし」をとおして現前化してくることは、頻繁にある。「音声おこし」も急がなければならないが、それでも、200 人を越す「聞き取り」は、おのずから、わたしたちが接近しようとした問題の《答え》を呈示してくれる。

(1) まずは、家族や退所者が市民社会のなかで抱えさせられてきた／いまなお抱えている問題について具体的にみていこう。

1944 年生まれの女性 MRさんは、妊娠 7 カ月のときに両親が「星塚敬愛園」から脱走することで、「墮胎児」とならず、この世に生を受けることができたひとだ。両親はその後、再収容。結婚した MRさんは、死んだことにした敬愛園の親に会いに行くために、姑にウソを付き続けなければならなかった。けっきょく、母を看取るために、彼女は離婚を選択した。

OHさんは、「星塚敬愛園」から脱走した母と壮健の父とのあいだに、筑豊で、1946年に生まれている。しかし、4歳のとき、母親が「菊池恵楓園」に再収容。ハンセン病ではなかった父も収容されてしまう。彼女は、未感染児童保育所「龍田寮」に措置される。小学校 2 年の春、「黒髪小事件」がおきて、OHさんは、両親の故郷の奄美大島に帰される。彼女はみずから「ハンセン孤児」と呼ぶが、裁判の原告になるまで、幼少時代の記憶を奪われていたという。

1943 年生まれの男性 KTさんは、14歳のと

きに「菊池恵楓園」に入所。園内で結婚し、妻が妊娠したが「墮胎」を強要された。2人目を妊娠したとき、園をとびだして出産。しかし、成長した娘は、父親の後遺症を理由に「結婚差別」にあう。そして「娘の幸せのために」KTさんは、後遺症のほとんどない妻と離婚し、妻子とは別の暮らしを始めた。

市民社会のなかに、いまなお、社会復帰者や家族は、安心して生きられる〈居場所〉を持ってないでいる。ハンセン病問題は、現在進行形の社会問題なのだ。

(2) わたしたちは、研究成果のひとつとして、『栗生楽泉園入所者証言集』(全3巻)を2009年に上梓した。「集合的な語り」の力は、すごく大きいと実感している。この証言集は、楽泉園の入所者50人(退所者、転園者を含む)の語りを中心に、元職員、元看護婦、元副園長の医師、弁護士たちの証言をも含めて、総頁数1,400頁という、文字通り分厚くて、重い、証言集となった。——これは、ちょっとした社会的事件だったのだろう。2009年9月2日に、刊行助成金を出してくれた群馬県知事を楽泉園自治会の役員たちと一緒に表敬訪問したところ、その模様が翌3日の地元紙(上毛新聞、読売・毎日の群馬版)に、東京新聞の本社版夕刊に、写真入りで報道された。20日、毎日新聞全国版のコラム「発信箱」で、朝日新聞「読書」面の「情報フォルダー」で取り上げられ、25日以降には、共同通信の配信で、全国の地方紙の「時の人／顔」欄で、わたしが紹介された。10月4日、おなじく共同通信の配信で、証言集出版の写真入りの記事が地方各紙に載った。7日には、朝日の群馬版に、全3巻を読了しての紹介記事が載った。さらに、17日朝、NHK総合テレビで「伝えたいハンセン病元患者の思い」と題する10分番組として取り上げられた。2011年1月22日にも、NHK総合テレビで、「ハンセン

病“差別”伝えたい」と題して、研究協力者の黒坂愛衣に焦点をあてるかたちの10分番組が放映された。

「語りの集合化」を基盤に、「語り」を相互につきあわせることでわかってくることがある。たとえば、ハンセン病療養所の入所者から聞き取りを進めていくと、「療養所に入れられて、ひどいめにあった」という語りもあれば、「療養所に入ることができて、ありがたかった」という語りにも出あう。そのとき、社会学者のなすべきことは、一方だけを取り上げるのではなく、また、両者をいたずらに対立させるのではなく、『集合的な語り』のなかから、両者の底に横たわるコンテクストを見つけ出すことだろう。じつは、「怒りの語り」と「感謝の語り」の背後にあるのは、「隔離政策」のもとハンセン病を病んだひとに作用した社会的制度的な力は、当人の意思にかかわらず強制的に療養所へと引っ張ってきて閉じ込める《収容・隔離の力》だけでなく、社会から患者の居場所を徹底的になくして、患者みずからに入所を望ませさえする《抑圧・排除の力》があったということ。この2つの力があいまって「癩／らい予防法」体制を形作っていたのだ。だから、「怒りの語り」と「感謝の語り」は、単純な対立関係にあるものではなく、この2つのうちどちらの力による被害をより強烈に被ったかということと深くかかわっているのだと言える。

そして、このことは、先に述べた社会復帰者や家族がいまなお、市民社会のなかに安心して生きられる〈居場所〉を持ってないでいることと符合しているのだ。——この点については、研究協力者の黒坂愛衣が書いた『『怒り』と『感謝』を生む被害の構造——『栗生楽泉園入所者証言集』の編集にかかわって』(『部落解放』第622号、2009年12月)を、ぜひ参照してほしい。

わたしたちは、今後とも、ハンセン病問題の当事者からの聞き取りを作品化して、どしどし公表していきたいと考えている。ぜひ、多くのひとがそれらを読んで、「ハンセン病問題」から多くのことを学びとってほしいと願っている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 福岡安則・黒坂愛衣, 2011, 「絶対に、こっから動くもんかと——父と兄がハンセン病療養所に収容された姉妹の語り」, 埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要『日本アジア研究』第8号, 121-152頁, 査読無
- ② 福岡安則・黒坂愛衣・下西名央, 2011, 「逃走して産んだ子を5歳で亡くして——ハンセン病療養所『星塚敬愛園』聞き取り」, 埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要『日本アジア研究』第8号, 153-169頁, 査読無
- ③ 福岡安則・黒坂愛衣, 2010, 「『らい予防法』体制下の『非入所者』家族——ハンセン病問題聞き取り」, 埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要『日本アジア研究』第7号, 31-63頁, 査読無
- ④ 黒坂愛衣・福岡安則, 2008, 「病気でないのに15歳まで入所——朝鮮半島にルーツをもつハンセン病療養所入所者の子どもからの聞き取り」, 埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程紀要『日本アジア研究』第5号, 151-166頁, 査読無

[学会発表] (計5件)

- ① 福岡安則, 「『原告 vs. 非原告』の対立図

式を超えて——ハンセン病問題聞き取りから」, 第26回日本解放社会学会大会, 2010.9.4, 関西学院大学

- ② 福岡安則, 「集合的語りの記録化の必要性——『栗生楽泉園入所者証言集』を編む」, 第25回日本解放社会学会大会, 2009.9.5, 長崎ウエスレヤン大学
- ③ 福岡安則, 「ある〈非入所者家族〉の憤怒——ハンセン病問題聞き取り」第24回日本解放社会学会大会, 2008.9.6, 中京大学名古屋キャンパス
- ④ 黒坂愛衣・福岡安則, 「病気でないのに15歳で入所——朝鮮半島にルーツをもつハンセン病療養所入所者の子どもからの聞き取り」, 第23回日本解放社会学会大会, 2007.9.7, 松山大学
- ⑤ 黒坂愛衣・福岡安則, 「子どもが差別を受けたことがいちばん悲しい——ハンセン病療養所退所者の60代男性からの聞き取り」, 第3回ハンセン病市民学会, 2007.5.12, 群馬県草津町総合保険福祉センター

[図書] (計3件)

- ① 銚雄二・福岡安則・黒坂愛衣編, 2009, 『栗生楽泉園入所者証言集(上)』創土社, 474頁
- ② 銚雄二・福岡安則・黒坂愛衣編, 2009, 『栗生楽泉園入所者証言集(中)』創土社, 446頁
- ③ 銚雄二・福岡安則・黒坂愛衣編, 2009, 『栗生楽泉園入所者証言集(下)』創土社, 477頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福岡 安則 (FUKUOKA YASUNORI)

埼玉大学・教養学部・教授

研究者番号: 80149244